

# 連合鳥取 2019 年度政策・制度要求

## ＜経済・雇用・労働政策＞

### 1. 鳥取県経済の好循環にむけて

- (1) まち・ひと・しごと創生法における「鳥取県元気づくり総合戦略」において産業・雇用政策の実効性を確保するため、「産・官・学・金・労・言」等による推進組織のもと、個別施策のチェック・見直しが確実に実施されるよう取り組まれない。
- (2) 中小企業の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上をはかるとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保と育成や技能・技術の伝承の充実、支援を行われたい。
- (3) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けた取組を推進されたい。

### 2. 雇用の安定と公正な労働条件の確保について

- (1) 過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催を行うなど、労働行政の充実・強化（特に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策）をはかられたい。

また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。非正規労働者の処遇改善や労働環境の整備に加え、非正規雇用から正規雇用への転換策を促進されたい。

- (2) 県が誘致した企業や助成金を交付した企業、およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応対策の強化をはかられたい。悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。

### 3. 働き方改革の推進について

- (1) 地域の雇用を守り、働く者が安心して働き続けられる環境を整えるためにも、高度プロフェッショナル制度の創設や解雇の金銭解決制度をはじめとした働く者の雇用環境を悪化させる労働法制の改悪阻止に向け地方としても取り組まれない。
- (2) 「働き方改革」の取組について、雇用形態間における均等均衡待遇原則の法制化や長時間労働の是正に向けた時間外労働の法制化が国会で審議されている。痛ましい過労死を防ぎ、誰もが希望を持って、仕事と生活を両立できる社会に向け、あるべき働き方を追求し、社会全体で労働時間を最適化していく取組である。

「働くこと」に関する政策は、労使が現場実態を踏まえた議論を尽くし、立

案・決定・実行される政策決定プロセスが極めて重要である。県においても、気運の醸成をはかるとともに個別具体的な制度設計の策定に取り組まれたい。

#### 4. 若者の就労支援について

適切に就職情報を提供できる仕組みの構築やキャリア教育の推進、ワークルールの遵守などを通じて、すべての若年者に良質な雇用機会を提供し、きめ細かな就労支援を強化されたい。

また、国、学校、労使団体等と連携し、U I J ターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、若者が活躍できる場の確保に向けた取組を進められたい。

加えて、行政や経営者団体、連合とも連携しつつ、地域の労働組合のない企業で働く若者に対する相談窓口や、労働法教育の機会、早期離職防止（高卒3年で40%離職）に向けた若者の交流機会の確保に努められたい。

#### 5. 女性活躍施策の推進について

女性活躍施策の推進にあたっては、非正規労働で働く女性の総合的な労働条件改善の取組を進めていくことが不可欠である。すべての働く女性が、労働の尊厳が守られ、働きがいを持てる社会をめざして、「底上げ・底支え」「格差是正」を前面に掲げた施策（均等均衡待遇の実現）にも取り組まれたい。

#### 6. 障がい者雇用について

障がい者の法定雇用率について、2018年4月に2.2%（地方公共団体は2.3%）に引き上げられた。今後、障がい者に対する理解・思いやりを深める活動に加え未達成企業はもちろん行政機関および関係団体に対して、受け入れに携わる人材の育成などの働きかけや支援を強化されたい。

#### 7. 子育て支援の充実に向けた環境整備について

市町村と連携し、年間を通して待機児童ゼロ政策の推進をはかられたい。

(1) 就労形態に基づく利用曜日や利用時間の違いによって子どもの処遇に違いが出ることをないよう、各地域の実態やニーズをしっかりと踏まえた上で、休日保育や夜間保育、病児・病後児保育および保育施設の整備をはかられたい。

(2) 保育人材の確保・定着に向け、市町村・県がバックアップできる体制を整え、自治体として保育士の賃金・労働条件等処遇の改善や保育人材の定着に向けた対策を策定し推進されたい。

(3) 女性の職場復帰のため生後1年未満の子どもを受け入れる保育園と保育従事者の確保を要望する。また、保護者のニーズを反映した複数年の育児休

業取得が可能となるよう、企業等の雇用環境整備の支援をはかられたい。

(4) 学童保育は、地区の保護者会が主体となって運営していることから設置されていない地区もある。さらなる受け入れ態勢支援の充実をはかられたい。

(5) 加えて、保護者の要求のみに目を向けるのではなく、子どもの立場に立った保育の質の向上策にも取り組まれたい。

(6) 更なる保育料の低減策にも取り組まれたい。

## 8. 中小企業退職金共済への地方自治体の補助金制度の創設

適格年金が廃止され中小企業にとって企業年金の受け皿は中小企業退職金共済がほぼ唯一の選択肢である。しかし現在、32 都道府県の市町村で助成制度があるものの鳥取県下の市町村には助成制度がない。中小企業の振興と労働者の増進などを目的として、県としても市町村と連携をはかり、助成制度の創設に向け取り組まれたい。

## 9. 誘致企業と地域社会、地元企業との連携強化

県や各自自治体による誘致企業に対する補助金制度などにより誘致企業が増えてきており、新たな雇用創出など一定の効果はあると思われるが、誘致企業と地域社会、地元企業との繋がりが希薄であると言わざるを得ない。

地域社会との連携や地元企業との取引を条件に付加させるなど、地域社会や地元企業との相乗的な発展を目指した取り組みとなるよう一層の支援強化をはかられたい。

## 10. 地域別最低賃金について

すべての労働者が生活できる賃金水準を確保するため、地域別最低賃金の水準改善は非常に重要である。

連合リビングウェイジ（単身者の最低生計費をクリアする賃金水準）では鳥取県時給換算額は 880 円である。加えて一般労働者の賃金水準を十分考慮し、「できる限り早期に 800 円を実現し、景気状況に配慮しつつ 1,000 円を達成する。（2010 年 6 月に雇用戦略対話）」ことが政労使で確認されている。

鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。

鳥取県経済の好循環を生み出すためにも、生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業所に対する実効性ある支援策、事業者間取引条件の改善、県施策の利活用の促進などをはかられたい。

加えて、10 月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。

## ＜行財政政策＞

### 11. 公正労働基準の確保について

(1) 公契約条例の制定は、公共性の高い事業から劣悪な労働環境を生み出すような事態を避けるとともにブラック企業を防止する効果が極めて高いことに加え、適正な資材や賃金の支払いを通じて手抜き工事を防ぐことが、結果として公共サービスの質の向上につながりサービスを受ける県民にとっても大きな意味を持つと考える。

については、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定に向け前進ある取組をはかられたい。

(2) 公務職場で働く、臨時職員、非常勤職員に対する労働契約法、パート労働法の趣旨を適用した制度改革や運用改善をはかられたい。また、県発注業務において、そこで働く全ての労働者の賃金および労働条件の実態把握に努めるなど、適正な労働条件を確保されたい。

(3) 総務省が、2020年度から導入しようとしている「会計年度任用職員制度」について、現状の非正規職員の実態把握を行ったうえで、充実した労使協議を実施されたい。また、財源確保に向け積極的な対応をされたい。

### 12. 各種選挙における投票率向上に向けた取組について

平成28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向けた取組を強化されたい。

(1) 県選挙管理委員会は、引き続き共通投票所ならびに期日前投票所の設置を積極的に推進していただきたい。特に、前回の参議院選挙で全国4カ所の設置にとどまった共通投票所については、システムの構築等十分な検討期間をとって設置に向けて対応を進められたい。

(2) また、期日前投票所については、さらに有権者の生活行動（買い物や交通施設を利用した移動等）を踏まえた利便性が高く、頻繁に人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）に設置し、投票しやすい環境を拡充されたい。

(3) 引き続き、民主的社会の形成者を育てていくために、学校における主権者教育を推進され、社会の一員として自立し、権利を行使することにより社会に積極的に関わろうとする主権者の育成をはかられたい。

### 13. 参議院選挙における合区解消に向けて

今後の参議院選挙について、合区解消に向け参議院の定数のあり方から根本的に見直し、各都道府県代表が最低1人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度を抜本的に見直すよう、国に働きかけられたい。

## ＜教育政策＞

### 14. 教育の機会均等の保障、教育環境施策の拡充について

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、就学前から高等教育まですべての教育に係る費用について公費負担を大幅に増額され、私費負担の軽減を図られたい。特に、低所得家庭への就学支援や給付型奨学金を含む公的奨学金制度の更なる充実をはかられたい。
- (2) 30人以下学級をすべての学校・学年で実施されたい。その際、市町村負担を軽減されたい。また、国に対しても30人以下学級の実現に向けて標準法を改正するよう引き続き強く要請されたい。
- (3) 全ての学校・園が緊急時の避難場所として機能するよう、高齢者や障がい者、女性など災害弱者の立場に立った整備を充実されたい。
- (4) 学校の統廃合について検討される際は、子どもの学習権が十分に保障されることを最優先にされ、地域住民のよりどころであり災害時避難施設としても位置づけられる学校の重要性を前提に、保護者・地域・教職員の声を十分に聞かれたい。
- (5) 「学校、家庭及び地域が連携し、社会全体で子どもを育てる」学校5日制の意義をふまえ、次期学習指導要領による「土曜授業」ではなく、地域人材の活用による放課後や土曜日、長期休業中の小学生や中学生等を対象とした学習支援を目的とした環境の整備、充実を図られたい。そのため、県が率先して県内各自治体・関係諸機関と連携して条件整備を進められたい。
- (6) 教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できるよう、「学校業務カイゼンプラン」をもとに、すべての学校における業務を削減・改善し、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組をすすめられたい。
- (7) 教育委員会の行政委員会としての機能を発揮するため、人的措置を含めた組織体制の拡充を図られるとともに、役割を学校支援におかれたものにされたい。
- (8) 義務教育について教育諸条件を充実し、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国に対し、義務教育費国庫負担制度の負担率を2分の1に復元するよう引き続き強く要請されたい。

### 15. 私立高等学校の振興と教育環境の整備、生徒・保護者の負担軽減のため、以下の施策について充実を図られたい。

- (1) 学校経営の安定と教育環境の充実を図るため、引き続き私学助成の維持・拡充を図っていただくこと。
- (2) 保護者負担軽減を図るため、授業料等の減免措置や給付型奨学金について拡充を図っていただくこと。
- (3) 校舎・体育館等の教育施設の増改築や補修について、引き続き助成を拡

充していただくこと。

(4) ICTを活用した教育環境整備について、タブレットやプロジェクター等導入の助成を拡充していただくこと。

(5) 県内においても増えつつある外国人労働者の子どもの日本語教育について、高校教育を受ける機会が失われることのないよう、初歩的な段階から日本語習得に必要な体制整備を検討していただくこと。

(6) 就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減について、引き続き充実を図っていただくこと。

## ＜公共交通・運輸政策＞

(バス関連)

### 16. 持続可能な公共交通体系の構築について

県内の路線バスの動向は、「鳥取県地域公共交通活性化協議会」において「鳥取県地域公共交通網再編実施計画」が策定されつつある。

公共交通は、特に高齢者や学生などマイカーを利用できない人の、日常生活を営む上で必要不可欠な移動手段であり、利用目的は小中・高校生も含めた通学や、通勤便の確保を主体として、通院や買い物の移動目的にも対応した運行再編を行なうとしている。

市町村間幹線と支線のダイヤ接続の充実も引き続き検討し持続可能な公共交通を守るためにも必要な協議会でもあるが、引き続き路線の減少・減便に繋がらないよう、広域的な移動や市町村内の移動等を把握するとともに、住民・事業者・行政・関係各機関が連帯し、持続可能な公共交通体系を構築されたい。

(鉄軌道関連)

### 17. 鉄道軌道整備法への対応について

自然環境の変化による豪雨災害や地震災害等で、鉄道が寸断される事象が各地で起きている。災害復旧については現行の「鉄道軌道整備法」は適用条件が限定的であり助成額についても充分とはいえず、先の国会で改正法案が成立したことから、県として適用要件および適用対象緩和に向け、国に対し要望されたい。

### 18. 鉄道高速化への対応について

山陰における新幹線構想は山陰・伯備新幹線への期待感はあるものの、その実現性は未知数である。

陰陽を結ぶ重要な線区である伯備線・因美線の線形改良・軌道強化・新車導入などによる高速化が必要であるが、地形的条件から厳しい環境にあることから整備事業を国が中心として行われるよう、今後も精力的な働きかけをされたい。

(ハイタク)

#### 19. 過疎地における支援策について

タクシー事業は交通空白地における住民の重要な移動手段であり、地域活性化に於いて欠かせないことから、利用者の利便性向上のための財政支援（補助金）を検討されたい。

具体的には、誰もが「買い物」ができ、「医療・介護」・「各種行政サービス」等を受けられるよう、地域の実情を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を講じられたい。

(その他)

#### 20. 高齢者の免許返納について

高齢者の運転が原因の悲惨な事故が相次ぐなか、免許返納の促進をはかるためには代替の移動手段をいかに提供できるかが大きな課題となることから、免許返納者が気軽に安心して公共交通機関を利用できる補助制度の拡充に向けて県・市町村が一体となって取り組まされたい。

#### 21. 鳥取バスターミナルの改修について

鳥取バスターミナルからタクシー乗り場側への連絡通路の屋根の庇を、車道側へ拡張願いたい。該当箇所は多くの観光客が利用している鳥取県東部の観光地の表玄関で鳥取砂丘行きバスや、生活に密着した100円バスの発着点となっており、天候不良時に利用客が雨や雪を被ってしまうこととなるため早期の改修をされたい。

#### 22. ドライバー不足への対応について

交通運輸産業においてドライバー不足への対応が大きな課題となっている。これまで、免許取得費の助成等の支援をいただきながら、人材確保に向けて業界全体で取り組みをおこなっているが、人手不足の解消には至っていないことから、地域公共交通機関の維持・存続と安定した物流の確保に向けて、支援策のさらなる充実と交通運輸産業のイメージアップに繋がる取り組みを展開されたい。

#### 23. 鳥取空港の利活用促進について

鳥取空港のターミナル整備が進んでいるが、外国人観光客誘致をはじめ県の活性化にむけ国際線ターミナルの利活用に取り組まれたい。

### <情報化社会政策>

#### 24. 第4次産業革命における環境整備について

超少子高齢化による労働人口の不足や継承者不足に加え、I o t・ビック

データ・AI などの急速な普及により、あらゆる産業が大きく変化しようとしている中、鳥取県内企業は中小零細企業が多く、時代の流れに取り残されることが懸念されることから、第4次産業革命における鳥取県のビジョンを明確にするとともに、「官・産・学・金・労・言」が連携した取り組みが行えるよう、環境の整備をはかられたい。

## ＜福祉・医療政策＞

### 25. 介護職員の定着・離職防止について

介護現場は慢性的な人手不足であり、それは介護職の定着率の低さによると指摘されています。また離職の理由として、過重労働、低賃金という背景があると言われるなか、厚生労働省は2014年9月、介護人材に占める介護福祉士の割合を2025年までに5割に引き上げる考えを「福祉人材確保対策検討会」で示しました。

鳥取県においても、介護福祉士等、介護職員確保の具体策が喫緊の課題であり、介護職員の定着・離職防止についての対策を講じられたい。

### 26. 中部地区の医療体制の充実・強化について

県立厚生病院の医療体制の充実については、以前より鳥取大学との連携により体制整備が行われているが、中部圏域においては分娩できる医療機関が2施設、小児科の入院施設が1施設と脆弱な周産期医療の現状である。子どもを安心して産み育てられる医療体制の充実をはかられたい。

## ＜農業政策＞

### 27. 米の直接支払交付金廃止に対する対応について

コメの直接支払交付金については、2018年（平成30年）度から廃止となった。これによりコメの生産調整（減反政策）も終了し、自由にコメを生産することが可能となる一方で、農業者の経営もコメの市場価格に左右されることも予想できる。対策として、ブランド化を活用したコメの販売戦略の構築に加え、更なる集落（法人）化や大規模化を推進し、「水田フル活用交付金制度」を利用した麦・大豆や飼料用米の生産拡大を行うことが必要となる。

については、「水田フル活用交付金制度」の仕組みも含め、米農家に対する直接支払交付金制度が、法制化等、長期的に継続される制度となるよう国に対して働きかけられたい。

### 28. 鳥取県ブランド米の生産・販売強化対策について

コメ直接支払い交付金の廃止に関連し、農家の経営を安定させるためには、県内で生産されたコメを高く販売することが必要となる。「きぬむすめ」については、昨年度残念ながら特A取得は叶わなかったが、県内のトップブランド

とした位置づけで、生産及び販売拡大対策が行われている。この取組を更に拡充させるため、関係する団体等と連携し、販売及び生産拡大を目的としたイベント等を開催し、鳥取県産米のアピールを県内外に発信すること。

また「きぬむすめ」に追従するブランドを確立するため、鳥取県として新品種の開発や現品種の改良を追求されたい。

## 29. 鳥取県産農林水産業の活力強化及び技術向上について

現在鳥取県では、将来に向けた農林水産業の活力アップを図るため、「鳥取県農業生産 1000 億円達成プラン」、「鳥取森と緑の産業ビジョン」、「浜の活力増進プラン」が策定され取組が進められている。目標達成のためには、更なる技術の向上が必要であることから、県内に設置されている試験場と関係団体との協力体制を拡充し、関連技術の革新をはかられたい。

## 30. 種子法廃止に伴う鳥取県の対応について

昨年「主要作物種子法」の廃止法案が可決・成立し、本年 4 月より施行されている。主要作物の安定生産を行うためには、種子の供給や健全な管理を各都道府県が中心となり行うことが重要であると考えている。この位置付けを明確にするため、種子の管理や生産に関する予算の確保について、各都道府県と連携し、国に対して要請を行うこと。

また廃止された「主要作物種子法」に変わる法律の設置についても、各都道府県と連携し、国に対して要請されたい。

## 31. 鳥取県産農畜産物及び水産物の販売力強化について

鳥取県で生産された農畜産物及び水産物については、豊かな自然や独自の生産方法を背景に高い評価を受けている。県も「食（材）のみやこ鳥取県」として首都圏や関西圏をはじめとした大消費地での広報・宣伝活動に力を入れており、その効果も上がっていることから、今後も継続して取組を進めて頂きたい。これに加え、県内での消費や販売拡大を図るための施策として、県内の観光施設や各種イベントとの連携が出来る事業を整備し、県内の農畜産物及び水産物の販売拡大に向けた取組を進められたい。

また農林水産業の 6 次産業化を進める取組の一つとして、県内特産物を 2 種類以上組み合わせた新商品の開発や販売を進めるための事業について、整備を進められたい。

## 32. 食育を通じた県民の知識や考え方の向上や地産地消を進める取組の強化について

鳥取県の食育については、2004 年 3 月に策定された『『とっとりの食』行動計画』から取組が進められ、現在に至っている。新たに 2018 年より「食のみ

やことっとり～食育プラン～（第3次）」が策定され、2つの基本方針と5つの重点目標が設定されている。この取組を通じて、県民全体が食や食料に対する知識や判断力を身に着けるために、第3次計画の方針や考え方を県内の学校はもちろんのこと、県内企業に対しても幅広く周知する施策を講じられたい。

また、インターネットやSNSを通じて、伝統食や伝統野菜等の復活やレシピ等の紹介を進めるとともに、地域の農畜産物を利用した学校給食の拡充を各方面に働きかけ、地産地消を推進する取組を進められたい。

## **<その他>**

### **33. 大山開山 1300 年イベントについて**

大山開山 1300 年イベントの一環として、大山横手道を整備し、癒しの観光スポットとされたい。

要望の背景として、県行政および市行政がおこなっている大山開山 1300 年の企画は、経済効果の取り組みが主となっていると思われることから経済効果企画だけでなく、大山の自然の豊かさ、美しさを観光客および県民に広くアピールすることも必要である。

### **34. 「倫理的な消費者行動」の促進について**

倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進に向け、「消費者への啓発活動」等、消費者行政における取り組み強化をはかられたい。

以 上